

糸島市補助金設計書

所管課 商工観光課

補助金名称	新規起業家応援事業補助金
区分	②奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市商工・観光振興事業補助金交付規程 【内規】糸島市商工・観光振興事業補助金交付基準

【長期総合計画体系】

—
重点課題プロジェクト
“糸島しごと”のブランド化プロジェクト

1 補助の目的

起業セミナー（創業塾）や専門家相談会の開催による創業への機運情操、創業関連資金融資の利子補給や、空き物件のリフォームに対する経費の一部を補助することで、新規起業家の増加につなげ、新たな企業活力を呼び込む。

2 成果指標

指標① 新規起業家数(件/年)

目標値① 70 (単位) 人

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

①創業塾等の開催、②ワンストップ窓口設置による創業・経営支援(専門家相談会の定期的な開催)、③創業関連資金融資利子補給、④店舗改修サポート(業者紹介・改修費補助)

【補助対象者】

糸島市商工会、受益者 商工業者

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

補助対象事業に直接要する経費

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【積算根拠ほか】

①②の合計は上限額:200万円。うち1/2は、事業主体の糸島市商工会が国の伴走型小規模事業者支援推進事業補助金等の交付を受けるため、市の実質の補助率は1/2となる。
③上限額:5万円 ただし、事業資金を利用した者で、市税等の滞納がなく、借入後1年間、1か月を超える返済の遅れがない者に限る。④リフォーム費用の25%以内(上限30万円)

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 5 年度 まで

国の認定を受けた創業支援等事業計画(更新)の認定期間が令和2年4月1日～令和7年3月31日